

国文学研究資料館学術情報リポジトリ運用指針

平成26年11月14日
制 定

(目的)

第1条 この指針は、国文学研究資料館（以下「当館」という。）において運用する国文学研究資料館学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用指針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、「リポジトリ」とは、当館の学術研究及び事業活動において作成された研究成果等を電子的形態で収集し、恒久的に蓄積・保存し、館内外に無償で発信・提供することにより、国文学及び関連分野の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理・運用)

第3条 リポジトリの管理・運用は電子情報事業部が行うものとする。

(登録対象)

第4条 リポジトリに登録することができる研究成果等は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表1に掲げる当館において作成された刊行物。
- (2) 次に掲げる要件を満たし、情報事業センター長が特に認めたもの。
 - ①学術的な研究成果等であること。
 - ②登録者が作成に関与した研究成果等であること。
 - ③法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
 - ④その他公開することについて問題が生じないものであること。

(登録者)

第5条 リポジトリに研究成果等を登録できる者（以下「登録者」という。）は次に掲げる者とする。

- (1) 当館に在籍する又は在籍したことのある職員。
- (2) 第4条別表1に掲げる当館において作成された刊行物の著作者。
- (3) その他情報事業センター長が特に認めた者。

(登録許諾手続き)

第6条 リポジトリに研究成果等を登録することを許諾する者は、別に定める登録許諾手続きを行うものとする。

(共著者の許諾)

第7条 共著者等の登録者以外の著作権者がある研究成果等を登録する場合、登録者はあらかじめ著作権者の許諾を得ておかななければならない。

(研究成果等の保存と公開)

第8条 登録者から提供された研究成果等について著作権法その他関係法令等を調査し、公開について支障がないと判断した場合には、リポジトリに保存し、無償で公開する。

(研究成果等の部分的な公開の制限)

第9条 登録者は、リポジトリによる公開に適當でないと判断する文言、図表、写真等がある場合は、当該箇所を非公開とすることができる。

(研究成果等の利用)

第10条 ネットワークを通じてリポジトリに登録された研究成果等を利用する者(以下「利用者」という)は、著作権法に規定されている私的使用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の承諾を得なければならない。

(研究成果等の削除)

第11条 次のいずれかに該当する場合には、リポジトリに登録された研究成果等を削除することができる。

- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それを情報事業センター長が承認した場合。
- (2) 電子情報事業部会において公開が適當でないと判断し、削除することを決定した場合。

(免責事項)

第12条 当館は、リポジトリに登録された研究成果等を利用することによって発生した登録者又は利用者のいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(審議機関)

第13条 リポジトリの適正かつ円滑な運用を図るために必要な事項については、電子情報事業部において審議し決定するものとする。

なお、電子情報事業部の裁量範囲を超える事項については、関係者間で別途協議することとする。

附 則

この指針は、平成26年11月14日から施行し、平成26年7月9日から適用する。

別表 1 : 第 4 条 (1) 関係

	刊行物の名称	区分
①	国文学研究資料館紀要 (文学研究篇)	紀要
②	国文学研究資料館紀要 (アーカイブズ研究篇)	紀要
③	調査研究報告	調査研究報告
④	国際日本文学研究集会会議録	国際日本文学研究集会
⑤	科学研究費研究成果報告書	科学研究費研究成果
⑥	各プロジェクトの研究成果報告書	研究成果報告
⑦	史料目録	学術資料
⑧	国文学研究資料館報	その他
⑨	史料館報	その他
⑩	国文研ニュース	その他
⑪	年報	その他
⑫	概要	その他
⑬	展示図録	その他
⑭	催し物チラシ	その他
⑮	催し物ポスター	その他